

国立大学法人北海道教育大学附属旭川小学校いじめ防止基本方針

「国立大学法人北海道教育大学附属学校いじめ防止方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

I いじめ防止対策に関する基本的な方針

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校児童の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての児童に関する問題であることに鑑み、児童が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、大学、本校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと

4 いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び本校教職員は

- ・ 本校の児童の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

- ・いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

6 本校におけるいじめの防止

- (1) 学校経営方針に、互いのよさを認め励まし、よりよい自分の生き方を発見させる生徒指導の充実に努めることを挙げ、いじめ防止について組織的に取り組む。
- (2) 児童相互の好ましい人間関係や児童と教師の信頼関係を確立し、児童が安心して学習することができる温かい学級づくりに努めるとともに、豊かな体験をさせることを通して児童の内面に根ざした道徳性が育成されるようにする。また、児童の発達段階に応じて、いじめはしてはいけないことを指導する。
- (3) 児童会（友の会）活動、朝の集会等を通して、いじめ防止の取組が自主的、実践的に展開できるようにする。

7 いじめの早期発見のための対策

- (1) いじめを早期に発見するため、アンケート等による実態調査を月1回程度実施する。
- (2) 年2回4週間程度の「ふれあい週間（個別面談）」を設定し、個または小集団など形態を工夫して児童全員と話をする。また、児童一人一人と共感的にかかわる教育相談を適宜実施する。
- (3) スクールカウンセラーや大学、関係機関と連携を図り、いじめの早期発見に努めるとともに、保護者との連携を図り全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 学校便りや学級便り、学年・学級の保護者会やPTA研修会等を通して、パソコンや携帯電話、携帯情報端末等の利用方法やマナー、フィルタリング等について啓発を図る。
- (2) 学級活動や児童会（友の会）活動、学校行事等を通じて、児童に対する情報モラルにかかわる指導を発達段階に応じて年1回程度実施する。
- (3) インターネットを通じて行われる学校としてのいじめ対策を隨時見直す。

9 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 本校に「いじめ対策推進委員会」を設置する。
- (2) 構成員は以下の通りとする。
 - ・校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導部長とする。
- (3) 活動内容は以下の通りとする。
 - ・いじめの早期発見に関する事（アンケート調査、教育相談等）
 - ・いじめの防止に関する事
 - ・いじめ事案の対応に関する事
- (4) 「いじめ対策推進委員会」は、学期に1回程度開催するものとする。いじめの事実がある場合（可能性を含む）には、適宜開催する。

1 0 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたときや、児童がいじめを受けていると思われるときなど、いじめが疑われる事象を認知したときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、大学に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行い、講じた対策について大学に報告する。
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。
- (4) いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処する。

1 1 校長・副校長及び教員による懲戒

校長・副校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えるものとする。

1 2 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときには、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を大学へ報告する。
- (2) 大学と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めたとき、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

1 3 学校評価等における留意事項

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等を加え、適正に評価する。

策定 平成26年3月31日
改訂 平成29年3月31日
改正 平成29年8月18日